



問い合わせ先

松田 博司・城市 武志・  
小林 祐介・早坂 周子

アーンスト・アンド・ヤング・インド、  
ジャパン・ビジネス・サービス

Email:

[hiroshi.matsuda@in.ey.com](mailto:hiroshi.matsuda@in.ey.com)  
[takeshi.joichi@in.ey.com](mailto:takeshi.joichi@in.ey.com)  
[yusuke.kobayashi@in.ey.com](mailto:yusuke.kobayashi@in.ey.com)  
[shuko.hayasaka@in.ey.com](mailto:shuko.hayasaka@in.ey.com)

# JBS フラッシュニュース

2014 年 3 月号

## 目次

CSR規定の2014年4月1日施行について



Building a better  
working world

企業省は2014年2月27日付けで通達を発行し、企業の社会的責任(CSR)に関連する2013年会社法第135条を正式に適用開始することとなりました。同時に、CSR関連のルールと付表(スケジュール)7についても正式に公表されました。

通達によると、CSR規定は2014年4月1日から施行、適用となります。

CSRの主要規定を要約すると、以下の通りです。

- ・ 以下の要件のうち、どれか一つでも当てはまる非公開会社のCSR委員会は、2名の取締役から構成されます。
  - ▶ 純資産が50億ルピー以上の会社
  - ▶ 売上高が100億ルピー以上の会社
  - ▶ 純利益が5千万ルピー以上の会社

正式に公表されたルールによれば、非公開会社には、独立取締役の任命は要求されないこととなりました。

▶ CSR委員会は、CSRポリシーの作成や提案、CSR活動費用の提案、CSRポリシーや活動内容の監視をします。

▶ CSR活動は2013年会社法の付表(スケジュール)7で規定される分野、領域の活動を行うことが要求されます。

▶ 直近3年間の平均純利益の少なくとも2%をCSR活動に振り向けることとされています。取締役会は上記要件を履行できない場合、取締役会報告書で理由を説明することが要求されます。

CSR規定に関し不明な点がございましたらご連絡下さい。

## コメント

非公開会社はCSR委員会の構成員に独立取締役を任命する必要がなくなった点で朗報といえます。が、4月1日からCSR規定が施行となることから、対象会社は事業計画に当活動や費用を織り込む必要が出てきました。

尚、当ニュースレターの内容に関し、原文上の誤謬、誤訳を含む不備に伴う金銭的または非金銭的損害につきましては、インド及びその他のアーンストアンドヤングは一切の責任を負いかねますことご了承ください。